

第 3 章

国民健康保険事業

用語の手引き

1 療養の給付

国保における原則的な給付であり、被保険者の疾病や負傷に対して、診療・薬剤の支給等を療養取扱機関から直接に医療という現物をもって給付することをいいます。

2 療 養 費

療養の給付を行うことが困難な場合や緊急その他やむを得ない事情がある場合等により被保険者が一時療養取扱機関に支払った費用に対して、一部負担金相当分を除いた額を支給するものをいいます。

3 療養諸費

「療養の給付」と「療養費」の合計です。

4 保険給付費

「療養の給付」、「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」、「葬祭費」等の全ての給付と「審査支払手数料」の合計です。

5 件 数

診療報酬明細書の枚数、療養費については支給決定された件数です。

6 日 数

診療に要した日数です。

7 費用額

保険給付にかかる全ての金額です。（保険者が支払う額及び被保険者が支払う一部負担金を全て合算した額） 「診療諸費費用額」は、国保における「医療費」を意味します。

8 医療給付費

医療費のうち保険者が負担する定率分と高額療養費の合計です。

9 診療費

診療（入院、入院外、歯科）に要した費用額であって、「療養の給付」から「調剤」を除いたものです。

10 年度平均被保険者数

3月から翌年2月までの各月末における被保険者の合計を12で除したものです。
(13年度までは4月から3月まで、14年度から変更)

11 医療費諸率（受診率、一件当たり日数、一日当たり診療費を医療費諸率三要素といいます。）

$$\text{受診率} = \text{件数} \div \text{平均被保険者数} \times 100$$

$$\text{一件当たり日数} = \text{日数} \div \text{件数}$$

$$\text{一日当たり診療費} = \text{診療費} \div \text{日数}$$

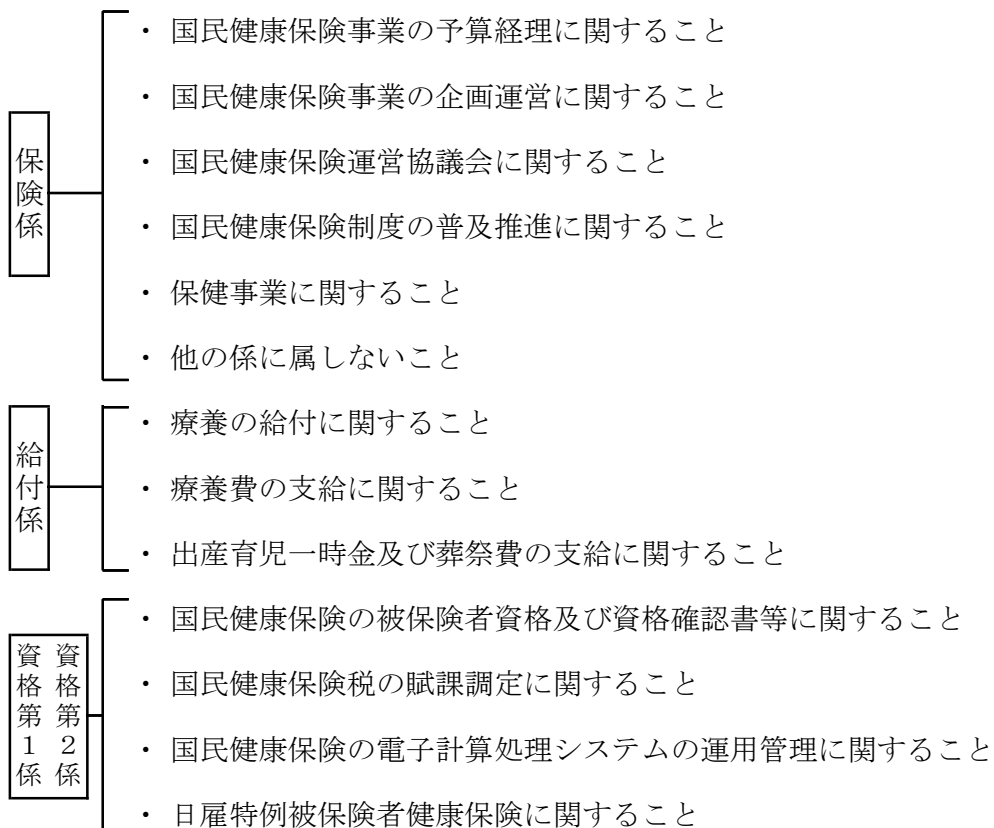
12 一人当たり費用額（一人当たり診療費）

費用額を平均被保険者数で除したものです。

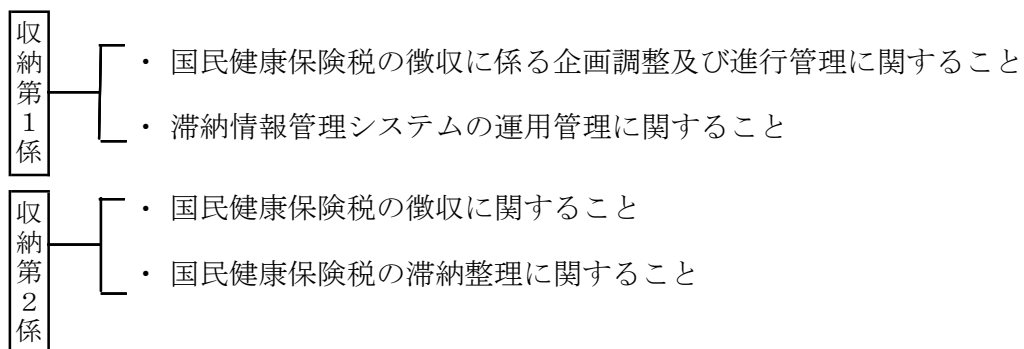
第3章 国民健康保険事業

第1節 事務機構

(1) 国民健康保険課



(2) 国保収納課



(令和8年4月1日現在)

第2節 国民健康保険のあゆみ

昭和	1 3 . 7	国民健康保険法（旧法）施行 実施主体＝普通国保組合 同種業務の保険組合＝特別国保組合 被保険者：組合員とその家族、原則として任意加入
	1 9 . 5 1 1	川口市国民健康保険組合の設立 同 認可
	2 0 . 4	川口市国民健康保険組合の事業開始（組合事業として）
	2 2 . 2	直営川口市市民病院開設
	2 6 . 2 3	川口市国民健康保険条例の制定（旧） 同 認可 川口市国保組合事業閉鎖 川口市国民健康保険事業開始（市営事業として）
	3 4 . 4	新川口市国民健康保険条例を制定 直営川口市市民総合病院の指定
	4 1 . 1	外国人国籍（韓国・北朝鮮）の一部について国保加入ができるようになる
	5 1 . 4 6 1 1	国民健康保険保健婦制度の廃止 国民健康保険オンラインシステムの導入 国民健康保険相談員制度の発足
	5 3 . 4	国民健康保険税所得割課税方式を但し書き課税方式に変更する
	5 6 . 8	全外国人に国保加入ができるようになる
	6 1 . 4	保険税限度額の変更（28万円から35万円） ヘルスパイオニアタウン事業の指定（平成2年度まで）
	6 2 . 4	保険税限度額の変更（35万円から39万円）
平成	元 . 4 2 . 4	保険税限度額の変更（39万円から40万円） 保険税限度額の変更（40万円から42万円）
	5 . 4	保険税限度額の変更（42万円から44万円）
	6 . 4	保険税率の改定 所得割 6 . 6 %から7 . 2 % 均等割 6 , 0 0 0 円から1 2 , 0 0 0 円 平等割 6 , 0 0 0 円から1 2 , 0 0 0 円 保険税限度額の変更（44万円から50万円）
	6 . 5	直営川口市立医療センター開設
	8 . 4	保険税限度額の変更（50万円から52万円）
	9 . 4	仮算定による課税方式を止め本算定で一本化とする
	1 0 . 4	保険税率の改定 所得割 7 . 2 %から8 . 0 % 均等割 1 2 , 0 0 0 円から1 9 , 5 0 0 円 平等割 1 2 , 0 0 0 円から1 9 , 5 0 0 円 賦課限度額の変更（52万円から53万円） 納期を6期から8期とする
	1 2 . 4	介護保険制度の創設により第2号被保険者（40～64歳までの人） から介護納付金課税額（介護保険分）を国保税に上乗せして賦課する 保険税率 所得割 1 0 0 分の0 . 8 均等割 5 , 5 0 0 円 平等割 5 , 5 0 0 円 賦課限度額 7 万円
	1 5 . 4	高額医療費共同事業制度化
	1 7 . 1	埼玉県国民健康保険団体連合会に共同電算処理業務委託
	1 7 . 7	保険税のコンビニ収納開始

18. 4	保険税率の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 0 %から8. 8 % 均等割 19, 500円から21, 000円 平等割 19, 500円から21, 000円 介護保険に係る税率 所得割 0. 8 %から1. 3 % 均等割 5, 500円から13, 000円 平等割は廃止 賦課限度額の変更（7万円から8万円）
18. 10	保険財政共同安定化事業開始
19. 10	被保険者証のカード化開始
20. 4	老人保健制度廃止・後期高齢者医療制度開始 特定健康診査・特定保健指導開始 「川口市国民健康保険特定健康診査等実施計画」策定 保険税率の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 8 %から6. 3 % 均等割 21, 000円から12, 000円 賦課限度額の変更 53万円から41万円 保険税の新設 後期高齢者支援に係る税率 所得割 2. 5 % 均等割 9, 000円 賦課限度額 12万円
20. 10	保険税の年金からの特別徴収開始
21. 4	賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 41万円から47万円 介護保険に係る賦課限度額 8万円から 9万円
22. 4	健康優良家庭表彰廃止 （～19年度 記念品贈呈 ～21年度 宿泊助成） 保険税率の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6. 3 %から6. 5 % 均等割 12, 000円から13, 000円 平等割 21, 000円から22, 000円 賦課限度額の変更 介護保険に係る賦課限度額 9万円から10万円
22. 12	「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
23. 4	賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 47万円から50万円 後期高齢者支援に係る賦課限度額 12万円から13万円
23. 9	国保総合システム稼働（共同電算システム更新）
23. 10	鳩ヶ谷市を編入合併

24.4	保険税率（賦課方式）の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6.5%から7.45% 資産割は廃止 均等割 13,000円から28,000円 平等割は廃止 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 50万円から51万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 13万円から14万円 介護保険に係る賦課限度額 10万円から12万円 法定軽減割合の変更 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円以下の世帯 6割から7割 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円＋（24万5千 円×世帯主を除く加入者数と世帯主を除く特 定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 4割から5割 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円＋（35万円× 世帯主（擬制世帯主を除く）を含む加入者数と 特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割（新設）
25.3	「第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
25.4	「川口市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」策定
26.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（24万5千円×国保 加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の 世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（45万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
27.3	「第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
27.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（26万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（47万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 14万円から16万円 介護保険に係る賦課限度額 12万円から14万円
28.3	「川口市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定

28.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（26万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 51万円から52万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 16万円から17万円 介護保険に係る賦課限度額 14万円から16万円
29.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 52万円から54万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 17万円から19万円
30.3	「川口市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」策定
30.4	国民健康保険の都道府県化 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。 法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（27万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
31.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 54万円から58万円

令和	2. 4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（28万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 58万円から61万円
	2. 8	被保険者証兼高齢受給者証の交付の開始（被保険者証と高齢受給者証の一体化）
	3. 4	法定軽減判定基準額の変更 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、一定の給与所得及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合は、その数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円＋10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 7割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円＋28.5万円×（被保険者数※₂）＋10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円＋52万円×（被保険者数※₂）＋10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 61万円から63万円 介護保険に係る賦課限度額 16万円から17万円 多子世帯減免の実施 当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者が対象 - 高校生年代までの被保険者が3人以上加入している月の3人目以降の均等割額を免除
	4. 4	未就学児にかかる均等割額の軽減の実施 当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の納税義務者が対象 - 未就学児1人の均等割額について、その5割を減額 - 当該未就学児が法定軽減の対象の場合は、法定軽減後の均等割額から更に5割を減額

令和	5. 4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が43万円+29万円×（被保険者数※₂）+10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が43万円+53.5万円×（被保険者数※₂）+10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 63万円から65万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 19万円から20万円
	6. 1	産前産後期間の軽減の実施 出産される方の出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月までの4カ月間にかかる保険税（所得割額・均等割額）相当分(多胎妊娠の場合は6カ月間相当分)を年間保険税額から減額
	6. 4	退職者医療制度の廃止 法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が43万円+29.5万円×（被保険者数※₂）+10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が43万円+54.5万円×（被保険者数※₂）+10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 2割軽減 賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 20万円から22万円
	6. 1 2	カードサイズの被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行 - マイナ保険証を持っている方 ⇒資格情報のお知らせを交付 - マイナ保険証を持っていない方 ⇒資格確認書を交付
	7. 4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が43万円+30.5万円×（被保険者数※₂）+10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が43万円+56万円×（被保険者数※₂）+10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 2割軽減 賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 22万円から24万円
	8. 4	保険税率の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 均等割 28,000円から44,000円 賦課限度額の変更（65万円から66万円）

	後期高齢者支援に係る税率 所得割 2. 5 %から2. 7 8 % 均等割 9, 0 0 0 円から1 6, 0 0 0 円 賦課限度額の変更 2 4 万円から2 6 万円 介護保険に係る税率 所得割 1. 3 %から2. 3 6 % 均等割 1 3, 0 0 0 円から1 7, 0 0 0 円 保険税の新設 子ども・子育て支援金に係る税率 所得割 0. 2 7 % 均等割 1, 5 0 0 円（1 8 歳以上の被保険者均等割を含む） 賦課限度額 3 万円 法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5 割軽減と2 割軽減の対象者を拡大。 ・ 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が4 3 万円＋3 1 万円×（被保険者数※₂）＋1 0 万円×（給与所得者等※₁の数－1） 5 割軽減 ・ 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計 が4 3 万円＋5 7 万円×（被保険者数※₂）＋1 0 万円×（給与所得者等※₁の数－1） 2 割軽減
--	---

※1 給与所得がある者（給与収入が5 5 万円を超える者）および公的年金等の所得がある者（公的年金等収入が6 5 歳未満は6 0 万円を超える者、6 5 歳以上は1 1 0 万円を超える者）。「給与所得者等の数－1」が0 未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【医療給付関係の動き】

昭和	2 6	一部負担金 5 0 %
	2 7	一部負担金 4 9 . 8 6 %
	2 8	一部負担金 4 9 . 2 %
	2 9	一部負担金 5 0 %
	3 4	結核予防法 3 4 条該当者の一部負担金免除
	3 5 . 7	世帯主 3 0 : 家族 5 0 (世帯主の給付を 7 割に引き上げる)
	3 8 . 6	世帯主 0 : 家族 5 0 (世帯主の 1 0 割給付実施)
	4 0 . 1	世帯主 0 : 家族 3 0 (世帯員の給付を 7 割に引き上げる)
	4 5 . 4	老人医療制度の実施
	4 8 . 1	老人医療制度の改正 (年齢を 7 0 歳から 6 8 歳に繰り下げ、所得制限の撤廃)
	7	結核予防法 3 5 条該当者の一部負担金免除
	4 9 . 4	老人世帯主の給付率引き下げ (1 0 割から 7 割)
	7	高額療養費制度の実施
	5 0 . 4	診療報酬を自己審査から国保連合会審査に切り替える
	5 3 . 4	準世帯主の給付割合を 1 0 割から 7 割に引き下げる
	5 9 . 4	世帯主の給付割合を 1 0 割から法定給付の 7 割に戻す
	1 0	疾病予防対策事業の開始 (人間ドック・歯科検診)
	6 1 . 7	助産費を 1 0 万円から 1 3 万円、葬祭費を 5 万円から 6 万円へ引き上げる
平成	4 . 4	助産費を 1 3 万円から 2 4 万円へ引き上げる
	5 . 4	葬祭費を 6 万円から 8 万円へ引き上げる
	6 . 4	葬祭費を 8 万円から 1 0 万円へ引き上げる
	6 . 1 0	助産費を出産育児一時金と改め、2 4 万円から 3 0 万円へ引き上げる
		入院時食事療養費を一部自己負担化する
	7 . 7	結核予防法 3 4 ・ 3 5 条該当者の一部負担金免除を廃止する
	8 . 9	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
	9 . 9	内服薬及び外用薬の薬剤費について一部自己負担化する
	1 1 . 7	老人保健の薬剤費一部自己負担を免除する (臨時特例措置)
	1 3 . 1	老人保健の一部負担金について、原則として医療費の 1 割負担となる 老人保健薬剤一部自己負担を廃止する 老人保健の高額療養費支給制度を創設する 高額療養費の自己負担の限度額を改定する 海外療養費制度を創設する 入院時食事療養費の自己負担額を改定する
	1 4 . 1 0	高額療養費の自己負担限度額を改定する 3 歳未満の一部負担金の割合が 2 割となる 7 0 歳以上の一部負担金の割合を原則 1 割とし、一定以上所得者は 2 割とする 老人保健制度 (老人保健法) の対象年齢が原則として 7 5 歳以上となる (7 0 歳から 5 年かけて 1 歳ずつ引き上げ)
	1 5 . 4	退職被保険者の一部負担割合が 3 割となる 外来に係る薬剤一部負担金を廃止する 高額療養費の自己負担の限度額の計算における加算額の計算方法の変更
	1 8 . 4 1 0	入院時食事療養費の自己負担額を改正 (1 日当り→1 食当り) 現役並み所得を有する 7 0 歳以上の負担割合を改正 (2 割→3 割) 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費を改定する 出産育児一時金を 3 0 万円から 3 5 万円へ引き上げる
	1 9 . 1	葬祭費を 1 0 万円から 5 万円へ引き下げる
	1 9 . 4	7 0 歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化が開始 出産育児一時金の受取代理制度が開始

	20.4	70歳以上の一部負担金の割合が原則2割となる (ただし、平成21年3月までは1割に据え置かれる) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合が2割となる 療養病床入院等の食事・居住費を一部負担する年齢が65歳以上となる 高額医療・高額介護合算制度が創設される
	21.1	歯科ドックの実施を開始(平成19年度までは歯科検診として実施) 産科医療補償制度が適用される場合の出産育児一時金を35万円から38万円へ引き上げる
	4	70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成22年3月まで延長となる
	9	出産育児一時金の受取代理制度を廃止
	10	平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育児一時金を42万円(産科医療補償制度の適用がない場合は39万円)へ引き上げる 出産育児一時金が原則分娩機関からの直接請求となる
	22.4	70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成23年3月まで延長となる
	23.4	平成23年4月1日以降の出産についても、出産育児一時金を42万円(産科医療補償制度の適用がない場合は39万円)とする 国が実施要綱を制定した出産育児一時金の受取代理制度が開始 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成24年3月まで延長となる
	24.4	70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成25年3月まで延長となる
	25.4	70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成26年3月まで延長となる 歯科ドックの受診対象者が市民となり、保健センターで実施
	26.4	70歳以上の一部負担金1割の据置が段階的に引き上げられる
	27.1	高額療養費の自己負担限度額を改定する 現状の3区分が細分化され、5区分となる 出産育児一時金を、平成27年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用がない場合は、40万4千円へ引き上げる
	28.4	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
	29.8	70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
令和	30.4	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
	30.8	70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する 現状の4区分が細分化され、6区分となる
	2.4	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度を創設する (令和2年1月1日から適用)
	4.1	出産育児一時金を、令和4年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用がない場合は、40万8千円へ引き上げる
	5.4	令和5年4月1日以降の出産について、出産育児一時金を50万円(産科医療補償制度の適用がない場合は48万8千円)へ引き上げる
	5	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度を廃止する (令和5年5月8日以降、新規感染者への適用は廃止)
	6.6	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
	7.4	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
	8.6	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
	8	高額療養費の自己負担限度額を改定する

第3節 被保険者の状況

1 国民健康保険加入割合の推移

令和7年度の国保加入割合は約17.2%で、過去4年間では約3.37ポイントの減少となっています。

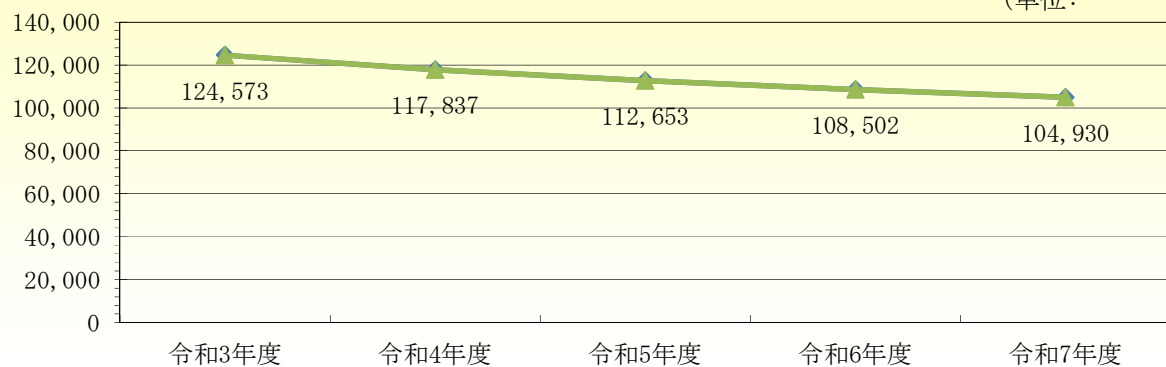
(各年度3月31日現在)

	全市の世帯数及び人口		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
令和3年度	296,539	605,067	84,473 (36,369)	124,573 (42,575)	28.49%	20.59%
令和4年度	299,580	604,894	81,039 (35,427)	117,837 (41,269)	27.05%	19.48%
令和5年度	304,393	607,279	78,755 (34,560)	112,653 (40,039)	25.87%	18.55%
令和6年度	308,606	607,943	77,113 (33,919)	108,502 (39,152)	24.99%	17.85%
令和7年度	313,611	609,493	75,852 (33,071)	104,930 (38,016)	24.19%	17.22%

※（ ）内の数字は、介護保険第2号被保険者数及び世帯数を再掲したもの

被保険者数の状況

(単位: 人)



2 外国人世帯・被保険者数の推移

全市外国人の約３２％が国保に加入しています。

(各年度３月３１日現在)

	全市外国人		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者	世 帯	被保険者
令和3年度	24,787	37,970	11,495	15,990	46.38%	42.11%
令和4年度	26,052	40,124	10,897	15,415	41.83%	38.42%
令和5年度	28,958	44,441	11,471	16,122	39.61%	36.28%
令和6年度	32,591	49,464	12,460	16,980	38.23%	34.33%
令和7年度	36,644	55,012	13,538	17,707	36.94%	32.19%

3 事由別被保険者異動状況

令和７年度末では社会保険加入などの脱退により、３，５７２人の減となりました。

(１) 国民健康保険加入

(各年度３月３１日現在) (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
転 入	7,805	9,365	9,346	10,441	11,415
社保離脱	16,856	17,192	17,012	16,550	16,790
生保廃止	245	223	262	227	256
出 生	580	495	471	457	347
後期離脱	3	2	3	1	1
そ の 他	1,159	1,174	1,665	1,609	1,139
合 計	26,648	28,451	28,759	29,285	29,948

(２) 国民健康保険脱退

(各年度３月３１日現在) (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
転 出	7,658	7,759	7,220	7,598	7,875
社保加入	15,756	17,469	17,281	16,602	17,435
生保開始	678	715	646	667	638
死 亡	885	857	829	795	716
後期加入	4,924	6,276	5,950	5,653	4,854
そ の 他	2,145	2,111	2,017	2,121	2,002
合 計	32,046	35,187	33,943	33,436	33,520
差引増減	-5,398	-6,736	-5,184	-4,151	-3,572

第4節 財政状況

1 令和8年度予算

前年度予算と比較して歳入は保険税が28.67%の増、繰入金が36.08%の減となっています。歳出は国民健康保険事業費納付金が5.36%の増、保健事業費が8.49%の減となっています。全体で2.20%の増となっています。

(1) 歳入

(単位:千円)

			令和8年度当初予算額		予算額対 前年度比	令和7年度 当初予算額
			予算額	構 成 比		
保 險 税	一 般 被 保 険 者	現年課税分(医療分)	8,582,467	16.55 %	118.19 %	7,261,774
		現年課税分(後期高齢分)	3,465,328	6.68 %	142.91 %	2,424,902
		現年課税分(介護分)	1,339,712	2.58 %	172.84 %	775,111
		現年課税分(子ども分)	289,692	0.56 %	- %	
		滞納繰越分(医療分)	421,408	0.81 %	93.82 %	449,145
		滞納繰越分(後期高齢分)	108,246	0.21 %	90.25 %	119,946
		滞納繰越分(介護分)	38,761	0.08 %	96.50 %	40,165
		計	14,245,614	27.47 %	128.67 %	11,071,043
	退 職 被 保 険 者 等	滞納繰越分(医療分)	5	0.00 %	9.62 %	52
		滞納繰越分(後期高齢分)	1	0.00 %	5.88 %	17
		滞納繰越分(介護分)	1	0.00 %	9.09 %	11
		計	7	0.00 %	8.75 %	80
	保 險 税 の 計		14,245,621	27.47 %	128.67 %	11,071,123
国庫 支出金	災 害 臨 時 特 例 補 助 金		656	0.00 %	166.50 %	394
	予防接種効果測定データ収集等事業補助金		0	0.00 %	- %	22,111
	子ども・子育て支援事業費補助金		16,005	0.03 %	- %	0
	国 庫 支 出 金 の 計		16,661	0.03 %	74.03 %	22,505
県 支出金	県 補 助 金		33,455,668	64.51 %	100.61 %	33,253,953
	県 支 出 金 の 計		33,455,668	64.51 %	100.61 %	33,253,953
繰 入 金	一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,747,724	5.30 %	134.47 %	2,043,309
		未就学児均等割保険税繰入金	58,534	0.11 %	145.37 %	40,266
		産前産後保険税繰入金	11,674	0.02 %	111.85 %	10,437
		職員給与と費等繰入金	1,044,577	2.02 %	68.95 %	1,514,895
		出産育児一時金等繰入金	0	0.00 %	- %	143,333
		財政安定化支援事業繰入金	1	0.00 %	100.00 %	1
		その他一般会計繰入金	0	0.00 %	- %	2,290,027
		計	3,862,510	7.45 %	63.92 %	6,042,268
繰 越 金		1	0.00 %	100.00 %	1	
諸 収 入		281,539	0.54 %	79.27 %	355,150	
歳 入 合 計		51,862,000	100.00 %	102.20 %	50,745,000	

※千円未満の端数は四捨五入。

(2) 歳出

(単位:千円)

			令和8年度当初予算額		予算額対 前年度比	令和7年度 当初予算額
			予算額	構 成 比		
総 務 費			1,042,734	2.01 %	102.14 %	1,020,847
保 険 給 付 費	療 養 諸 費	一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	27,931,285	53.86 %	100.42 %	27,814,659
		一 般 被 保 険 者 療 養 費	369,425	0.71 %	99.98 %	369,484
		審 査 支 払 手 数 料	72,674	0.14 %	99.17 %	73,281
		計	28,373,384	54.71 %	100.41 %	28,257,424
	高 額 療 養 費	一 般 被 保 険 者	4,545,886	8.76 %	103.63 %	4,386,714
		一般被保険者(高額介護合算)	8,000	0.02 %	100.00 %	8,000
		計	4,553,886	8.78 %	103.62 %	4,394,714
	移 送 費	一 般 被 保 険 者	150	0.00 %	100.00 %	150
		計	150	0.00 %	100.00 %	150
	出 産 育 児 諸 費	出 産 育 児 一 時 金	215,000	0.41 %	100.00 %	215,000
		支 払 手 数 料	87	0.00 %	100.00 %	87
		計	215,087	0.41 %	100.00 %	215,087
	葬 祭 費	葬 祭 費	35,000	0.07 %	97.22 %	36,000
		傷 病 手 当 金	0	0.00 %	- %	300
		保 険 給 付 費 の 計	33,177,507	63.97 %	100.83 %	32,903,675
事 業 民 費 健 納 康 付 保 金 險	医 療 給 付 費 分		11,107,169	21.42 %	103.51 %	10,730,835
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分		3,946,344	7.61 %	103.05 %	3,829,544
	介 護 納 付 金 分		1,512,957	2.92 %	101.15 %	1,495,809
	子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分		350,481	0.67 %	- %	0
	計		16,916,951	32.62 %	105.36 %	16,056,188
保 健 事 業 費	保 健 事 業 費		180,062	0.34 %	86.63 %	207,849
	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		387,583	0.75 %	93.96 %	412,491
	計		567,645	1.09 %	91.51 %	620,340
諸 支 出 金			132,163	0.26 %	111.11 %	118,950
予 備 費			25,000	0.05 %	100.00 %	25,000
歳 出 合 計			51,862,000	100.00 %	102.20 %	50,745,000

※千円未満の端数は四捨五入

2 年度別決算状況

(1) 歳入

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保険税	一般被保険者分	13,055,543	12,881,146	11,907,900	11,623,981	11,573,370
	退職被保険者等分	3,093	2,235	608	0	0
	計	13,058,637	12,883,381	11,908,508	11,623,981	11,573,370
国庫支出金	災害臨時特例補助金	217	243	394	656	374
	予防接種効果測定データ収集等事業補助金	62,281	24,277	26,197	23,471	20,106
	災害等臨時特例補助金	69,965	-	-	-	-
	その他補助金	-	147	1,995	9,958	15,739
	計	132,463	24,667	28,586	34,085	36,219
県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)	35,662,879	34,802,867	33,921,482	33,248,393	32,614,362
	保険給付費等交付金(特別交付金)	856,336	734,274	738,527	746,811	641,428
	計	36,519,215	35,537,141	34,660,009	33,995,204	33,255,790
繰入金	保険基盤安定繰入金	2,181,660	2,178,531	2,058,209	1,984,211	1,957,998
	未就学児均等割保険税繰入金	-	47,199	42,797	40,266	36,096
	職員給与費等繰入金	1,278,184	1,259,599	1,296,754	1,321,521	1,324,250
	出産育児一時金等繰入金	153,851	134,550	145,085	142,286	120,818
	財政安定化支援事業繰入金	0	0	0	0	0
	その他繰入金	0	154,670	1,558,295	1,735,181	2,281,460
	産前産後保険税繰入金	-	1	2,122	10,437	9,447
	計	3,613,696	3,774,548	5,103,261	5,233,902	5,730,069
	繰入金の計	3,613,696	3,774,548	5,103,261	5,233,902	5,730,069
繰越金		752,236	509,128	0	0	0
諸収入		578,633	406,717	363,478	283,088	260,545
合	計	54,654,879	53,135,582	52,063,842	51,170,260	50,855,993

※千円未満の端数は四捨五入

(2) 歳出

(単位:千円)

			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総 務 費			955,680	831,752	858,103	910,620	925,130
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	30,509,711	29,749,457	28,927,565	28,285,598	27,807,612
		退職被保険者等療養給付費	20	0	0	0	0
		一般被保険者療養費	431,930	421,763	383,106	373,604	336,137
		退職被保険者等療養費	0	0	0	0	0
		審 査 支 払 手 数 料	72,391	71,372	70,334	68,123	64,856
		計	31,014,052	30,242,592	29,381,005	28,727,325	28,208,605
	高 額 療 養 費	一 般 被 保 険 者	4,619,519	4,430,246	4,364,586	4,405,177	4,424,469
		退 職 被 保 険 者 等	0	0	0	0	0
		一般被保険者（合算）	6,893	6,591	6,258	6,448	7,808
		退職被保険者等（合算）	17	0	0	0	0
		計	4,626,430	4,436,837	4,370,844	4,411,625	4,432,277
	移 送 費	一 般 被 保 険 者	0	0	0	0	0
		退 職 被 保 険 者 等	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	出 産 育 児 諸 費	出 産 育 児 一 時 金	230,777	201,825	217,626	213,430	181,228
		支 払 手 数 料	105	93	86	80	67
		計	230,882	201,918	217,712	213,510	181,295
		葬 祭 費	38,750	36,800	36,700	33,400	30,600
		傷 病 手 当 金	5,084	11,069	641	59	0
	保 險 給 付 費 の 計		35,915,198	34,929,215	34,006,902	33,385,919	32,852,777
国民健康保険事業費納付金		16,417,164	16,476,672	16,260,591	15,920,742	16,185,800	
共 同 事 業 拠 出 金		1	1	1	0	0	
保 健 事 業 費		592,578	561,451	572,926	551,009	529,332	
諸 支 出 金		265,130	336,491	365,319	401,970	362,954	
予 備 費		0	0	0	0	0	
歳 出 合 計		54,145,751	53,135,582	52,063,842	51,170,260	50,855,993	

歳 入 歳 出 差 引 残	509,128	0	0	0	0
---------------	---------	---	---	---	---

※千円未満の端数は四捨五入

第5節 保険給付

1 保険給付の種類と内容

○ 療養の給付

一般被保険者	7割給付
70歳以上一般	8割給付
70歳以上一定以上所得者	7割給付
6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	8割給付

○ 入院時食事代の自己負担について（令和8年6月1日改定）

一般加入者		1食	550円（※）
市民税非課税世帯及び 低所得者Ⅱに該当するかた	過去1年間の入院が90日以内	1食	270円
	過去1年間の入院が91日以上	1食	220円
低所得者Ⅰに該当するかた		1食	130円

※指定難病のかた等は330円です。

低所得者Ⅰとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の70歳以上の人

低所得者Ⅱとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税である世帯の70歳以上の人

○ 療養費

次のような理由で医者にかかり、医療費を全額自己負担した場合、申請により審査し、決定した額のうち、給付割合に応じた額を支給します。

- ・ 緊急その他やむをえない事情でマイナ保険証又は資格確認書を持たずに治療を受けたり、国保を取り扱っていない病院で受診したとき。
- ・ 医師の指示で、あんま、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
- ・ 療養の給付を受けられない輸血のための生血代。
- ・ コルセット、ギプスなどの治療用補装具代（医師が必要と認めたとき）。

○ 移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送されたとき、保険者が必要と認めた場合に支給します。

○ 出産育児一時金

産科医療保障制度	登録あり	500,000円
	登録なし	488,000円

○ 葬祭費

1件 50,000円

○ 高額療養費

医療費が高額となったとき、1カ月の自己負担額が限度額を超えた分について支給します。

* 多数回該当は、年4回目以降の1カ月の自己負担限度額

* 外来特例は、70歳から74歳までの、一般、低所得Ⅱ及び低所得Ⅰのかたが対象

◎70歳未満のかたの自己負担限度額

適用区分		令和8年7月診療分まで	令和8年8月診療分から 令和9年7月診療分まで
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+1% ＜多数回該当：140,100円＞	270,300円+1% ＜多数回該当：140,100円＞ 年間上限：1,680,000円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円+1% ＜多数回該当：93,000円＞	179,100円+1% ＜多数回該当：93,000円＞ 年間上限：1,110,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+1% ＜多数回該当：44,400円＞	85,800円+1% ＜多数回該当：44,400円＞ 年間上限：530,000円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 ＜多数回該当：44,400円＞	61,500円 ＜多数回該当：44,400円＞ 年間上限：530,000円（※1）
オ	住民税非課税	35,400円 ＜多数回該当：24,600円＞	36,900円 ＜多数回該当：24,600円＞ 年間上限：290,000円

◎70歳～74歳のかたの自己負担限度額

適用区分		令和8年7月診療分まで	令和8年8月診療分から 令和9年7月診療分まで
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+1% ＜多数回該当：140,100円＞	270,300円+1% ＜多数回該当：140,100円＞ 年間上限：1,680,000円
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+1% ＜多数回該当：93,000円＞	179,100円+1% ＜多数回該当：93,000円＞ 年間上限：1,110,000円
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+1% ＜多数回該当：44,400円＞	85,800円+1% ＜多数回該当：44,400円＞ 年間上限：530,000円
一般		57,600円 ＜多数回該当：44,400円＞ 外来特例：18,000円 外来年間上限：144,000円	61,500円 ＜多数回該当：44,400円＞ 年間上限：530,000円（※2） 外来特例：22,000円 外来年間上限：216,000円
低所得Ⅱ		24,600円 外来特例：8,000円	25,700円 年間上限：290,000円 外来特例：11,000円 外来年間上限：96,000円
低所得Ⅰ		15,000円 外来特例：8,000円	15,700円 年間上限：180,000円 外来特例：8,000円

（※1,2）「～約200万円」区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

2 療養給付・療養費の支払方法

- 療養の給付費審査支払、療養費審査を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託しています。
診療報酬（療養費を含む）審査支払手数料 1件 37.8円
- 療養費は被保険者が診療を受けた医師から医療費全額支払の領収書と診療報酬明細書の交付を受け、それを添えて保険者に申請します。保険者は審査委員会の審査を経て支給します。

3 医療費について

※療養給付費(現物)は、3月～2月診療分、療養費は4月～3月支給決定分で算出。

(1) 医療費総額の動向

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
令和3年度	42,021,183,998 4.61%	-14,540 -107.38%	42,021,169,458 4.61%
令和4年度	41,058,845,152 -2.29%	-3,630 -75.03%	41,058,841,522 -2.29%
令和5年度	39,871,267,587 -2.89%	-10,420 187.05%	39,871,257,167 -2.89%
令和6年度	39,090,536,777 -1.96%	0 -100.00%	39,090,536,777 -1.96%
令和7年度	38,472,332,652 -1.58%	0 -	38,472,332,652 -1.58%

※下段は対前年度伸び率(%)

(2) 一人当たりの医療費の推移

(医療費÷平均被保険者数＝一人当たり医療費)

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
令和3年度	328,956 8.06%	- -	328,956 8.06%
令和4年度	336,366 2.25%	- -	336,366 2.25%
令和5年度	345,841 2.82%	- -	345,840 2.82%
令和6年度	353,080 2.09%	- -	353,080 2.09%
令和7年度	359,095 1.70%	- -	359,095 1.70%

※下段は対前年度伸び率(%)

(3) 川口市と全国医療制度別における一人当たり医療費の伸び率の比較(対前年度比)

(単位：%)

	川口市の国保 一般+退職	平 均			
		75歳未満		75歳以上	計
		被用者保険	国保(一般+退職)		
令和3年度	8.1	8.8	5.8	2.0	5.0
令和4年度	2.3	6.6	2.7	1.9	4.5
令和5年度	2.8	4.3	2.7	0.9	3.4
令和6年度	2.1	1.4	1.4	0.9	1.9

※出典 厚生労働省「令和6年度医療費の動向」表2-2から

(4) 受診率の推移

(診療件数<入院・入院外・歯科>÷平均被保険者数×100)

(単位：%)

	一 般	退 職	合 計
令和3年度	910.00	－	910.00
令和4年度	935.54	－	935.54
令和5年度	964.07	－	964.07
令和6年度	965.81	－	965.81
令和7年度	955.90	－	955.90

(5) 一件当たり日数の推移 (日数÷件数)

(単位：日)

	一 般	退 職	合 計
令和3年度	1.77	－	1.77
令和4年度	1.76	－	1.76
令和5年度	1.73	－	1.73
令和6年度	1.72	－	1.72
令和7年度	1.72	－	1.72

(6) 一日当たり診療費の推移 (診療費÷日数)

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
令和3年度	16,082	4,730	16,082
令和4年度	16,106	－	16,106
令和5年度	16,071	－	16,071
令和6年度	16,357	－	16,357
令和7年度	16,784	－	16,784

第6節 保健事業

1 医療費通知実施状況

被保険者の健康に対する認識を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的に医療費通知を実施しています。

年度	通知件数
R3	342,039件
R4	338,774件
R5	325,442件
R6	315,950件
R7	301,249件

○ 通知回数 年6回（令和8年度からは年4回）

○ 通知項目

受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称

入院・外来等の区分、受診日数

医療費の額、窓口等での支払い額

2 人間ドック検診料助成事業

疾病の早期発見、健康の保持増進に資することを目的に、人間ドック検診料の助成を行っています。

人間ドック検診

年度	助成件数	受診率	助成額
R3	7,032件	7.11%	167,814,878円
R4	7,438件	7.95%	175,600,843円
R5	6,883件	7.73%	161,637,399円
R6	6,503件	7.65%	152,192,865円
R7	6,455件	7.90%	150,590,946円

○ 30歳以上の国保加入者が指定医療機関において検診を受けた場合に助成

○ 検診の費用額（消費税10%含む）
最大32,450円

（うち国保の助成額 25,850円以内）
（令和7年度）

3 特定健康診査・特定保健指導

(1) 特定健康診査

ア 対象

40歳(年度末年齢)～74歳の川口市国保加入者(1年度内1回)

イ 健診実施機関

川口市医師会を委託取りまとめ先として、所属する医療機関のうち、特定健康診査の実施を申し出た機関

ウ 自己負担

0円(令和3年度より)

エ 追加検査

胸部レントゲン検査は令和2年度より市肺がん・結核検診に統一

オ 独自健診項目

国の定めた基本健診項目以外に、全員実施項目として、貧血、心電図検査、尿酸、クレアチニン・e-GFR値、尿潜血を追加しています。

カ 受診者数・健診委託料

年度	受診者数	健診委託料
R3	20,574人	244,999,463円
R4	19,763人	237,503,954円
R5	19,395人	232,268,531円
R6	19,503人	234,877,555円
R7	17,881人	216,604,927円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

(2) 特定保健指導

ア 対象

特定健康診査の受診者のうち、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者とその予備群(服薬・治療中のものを除く)

イ 支援内容

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師・管理栄養士などの有資格者により、生活習慣の見直し及び健康に関するセルフケアの実現に向けた支援を行います。

(ア) 積極的支援…初回面談ののち、3カ月以上の継続的な支援と終了後の評価を行います

(イ) 動機付け支援…初回面談と3カ月後の評価を行います

ウ 自己負担

なし

エ 利用者数・保健指導委託料

年度	利用者数	保健指導委託料
R3	1,336人	15,085,070円
R4	1,378人	14,366,220円
R5	1,166人	12,757,690円
R6	800人	8,833,770円
R7	679人	7,386,720円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

第7節 保険税の状況

1 保険税率及び賦課割合等の推移

(1) 医療分

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算)
所得割	税率	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100
	算定割合	67.94%	70.20%	69.40%	69.74%	70.50%	59.32%
均等割	税率	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	44,000円
	算定割合	32.06%	29.80%	30.60%	30.26%	29.50%	40.68%
賦課割合	応能	64.94%	66.12%	65.55%	65.96%	66.85%	54.82%
	応益	35.06%	33.88%	34.45%	34.04%	33.15%	45.18%
賦課限度額		630,000円	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円	660,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

(2) 介護分

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算)
所得割	税率	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	2.36/100
	算定割合	50.39%	53.50%	52.57%	53.00%	54.06%	59.63%
均等割	税率	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	17,000円
	算定割合	49.61%	46.50%	47.43%	47.00%	45.94%	40.37%
賦課割合	応能	48.50%	50.09%	48.93%	49.79%	50.83%	54.82%
	応益	51.50%	49.91%	51.07%	50.21%	49.17%	45.18%
賦課限度額		170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

(3) 後期分

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算)
所得割	税率	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.78/100
	算定割合	68.87%	71.10%	70.31%	70.64%	71.38%	59.95%
均等割	税率	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	16,000円
	算定割合	31.13%	28.90%	29.69%	29.36%	28.62%	40.05%
賦課	応能	65.60%	66.69%	66.26%	66.96%	68.07%	55.68%
割合	応益	34.40%	33.31%	33.74%	33.04%	31.93%	44.32%
賦課限度額		190,000円	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円	260,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

(4) 子ども分

		令和8年度 (予算)
所得割	税率	0.27/100
	算定割合	60.92%
均等割	税率	1,500円※1
	算定割合	39.08%
賦課	応能	57.31%
割合	応益	42.69%
賦課限度額		30,000円
納期回数		8

なお、(4)は令和8年度より創設。

※1 18歳以上均等割額を含む。

2 調定額及び収入済額の推移（還付未済控除前（収入済額＝決算額））

（還付未済控除前）（単位：円）

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
3 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,165,323,443	734,566,768	716,658,452	1,714,098,223	23.21%
		計	12,266,947,461	9,126,447,448	723,623,900	2,416,876,113	74.40%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
		計	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
	計	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,172,189,835	736,549,744	718,695,057	1,716,945,034	23.22%
		計	12,273,813,853	9,128,430,424	725,660,505	2,419,722,924	74.37%
3 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	452,180,762	106,261,444	83,418,065	262,501,253	23.50%
		計	1,394,776,480	952,357,148	83,699,256	358,720,076	68.28%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
		計	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
	計	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	453,822,910	106,728,882	83,924,852	263,169,176	23.52%
		計	1,396,418,628	952,824,586	84,206,043	359,387,999	68.23%
3 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,234,477,147	287,532,786	229,138,031	717,806,330	23.29%
		計	4,216,727,611	2,976,738,615	231,429,492	1,008,559,504	70.59%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
		計	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
	計	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,236,714,572	288,175,697	229,819,798	718,719,077	23.30%
		計	4,218,965,036	2,977,381,526	232,111,259	1,009,472,251	70.57%
3 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,851,981,352	1,128,360,998	1,029,214,548	2,694,405,806	23.26%
		計	17,878,451,552	13,055,543,211	1,038,752,648	3,784,155,693	73.02%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
		計	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
	計	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,862,727,317	1,131,454,323	1,032,439,707	2,698,833,287	23.27%
		計	17,889,197,517	13,058,636,536	1,041,977,807	3,788,583,174	73.00%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
4 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,399,077,589	659,041,431	668,906,637	1,071,129,521	27.47%
		計	11,409,616,041	8,998,414,954	681,529,479	1,729,671,608	78.87%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
		計	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
	計	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,401,887,143	660,487,117	670,223,352	1,071,176,674	27.50%
		計	11,412,425,595	8,999,860,640	682,846,194	1,729,718,761	78.86%
4 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	350,947,454	78,562,081	75,689,348	196,696,025	22.39%
		計	1,304,435,754	954,741,533	75,943,492	273,750,729	73.19%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
		計	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
	計	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	351,613,286	78,888,597	76,019,444	196,705,245	22.44%
		計	1,305,101,586	955,068,049	76,273,588	273,759,949	73.18%
4 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	991,235,522	215,871,413	214,397,963	560,966,146	21.78%
		計	3,934,247,970	2,927,989,408	218,543,477	787,715,085	74.42%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
		計	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
	計	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	992,156,043	216,334,401	214,821,655	560,999,987	21.80%
		計	3,935,168,491	2,928,452,396	218,967,169	787,748,926	74.42%
4 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,741,260,565	953,474,925	958,993,948	1,828,791,692	25.49%
		計	16,648,299,765	12,881,145,895	976,016,448	2,791,137,422	77.37%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
		計	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
	計	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,745,656,472	955,710,115	961,064,451	1,828,881,906	25.52%
		計	16,652,695,672	12,883,381,085	978,086,951	2,791,227,636	77.37%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
5 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	8,342,520,158	7,745,590,079	6,852,445	590,077,634	92.84%
		滞納繰越分	2,495,534,003	560,722,519	476,024,891	1,458,786,593	22.47%
		計	10,838,054,161	8,306,312,598	482,877,336	2,048,864,227	76.64%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	918,956	391,063	340,028	187,865	42.56%
		計	918,956	391,063	340,028	187,865	42.56%
	計	現年課税分	8,342,520,158	7,745,590,079	6,852,445	590,077,634	92.84%
		滞納繰越分	2,496,452,959	561,113,582	476,364,919	1,458,974,458	22.48%
		計	10,838,973,117	8,306,703,661	483,217,364	2,049,052,092	76.64%
5 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	891,470,200	818,983,178	364,880	72,122,142	91.87%
		滞納繰越分	285,645,882	64,117,706	47,065,251	174,462,925	22.45%
		計	1,177,116,082	883,100,884	47,430,131	246,585,067	75.02%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	214,030	86,382	77,588	50,060	40.36%
		計	214,030	86,382	77,588	50,060	40.36%
	計	現年課税分	891,470,200	818,983,178	364,880	72,122,142	91.87%
		滞納繰越分	285,859,912	64,204,088	47,142,839	174,512,985	22.46%
		計	1,177,330,112	883,187,266	47,507,719	246,635,127	75.02%
5 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,738,998,242	2,535,223,492	2,236,475	201,538,275	92.56%
		滞納繰越分	815,245,383	183,263,146	154,860,639	477,121,598	22.48%
		計	3,554,243,625	2,718,486,638	157,097,114	678,659,873	76.49%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	300,552	129,968	108,560	62,024	43.24%
		計	300,552	129,968	108,560	62,024	43.24%
	計	現年課税分	2,738,998,242	2,535,223,492	2,236,475	201,538,275	92.56%
		滞納繰越分	815,545,935	183,393,114	154,969,199	477,183,622	22.49%
		計	3,554,544,177	2,718,616,606	157,205,674	678,721,897	76.48%
5 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	11,972,988,600	11,099,796,749	9,453,800	863,738,051	92.71%
		滞納繰越分	3,596,425,268	808,103,371	677,950,781	2,110,371,116	22.47%
		計	15,569,413,868	11,907,900,120	687,404,581	2,974,109,167	76.48%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	1,433,538	607,413	526,176	299,949	42.37%
		計	1,433,538	607,413	526,176	299,949	42.37%
	計	現年課税分	11,972,988,600	11,099,796,749	9,453,800	863,738,051	92.71%
		滞納繰越分	3,597,858,806	808,710,784	678,476,957	2,110,671,065	22.48%
		計	15,570,847,406	11,908,507,533	687,930,757	2,974,409,116	76.48%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
6 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	8,162,380,165	7,614,769,536	4,996,175	542,614,454	93.29%
		滞納繰越分	2,066,386,201	474,742,283	392,684,423	1,198,959,495	22.97%
		計	10,228,766,366	8,089,511,819	397,680,598	1,741,573,949	79.09%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	187,865	0	128,941	58,924	0.00%
		計	187,865	0	128,941	58,924	0.00%
	計	現年課税分	8,162,380,165	7,614,769,536	4,996,175	542,614,454	93.29%
		滞納繰越分	2,066,574,066	474,742,283	392,813,364	1,199,018,419	22.97%
		計	10,228,954,231	8,089,511,819	397,809,539	1,741,632,873	79.08%
6 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	888,826,400	816,612,824	266,520	71,947,056	91.88%
		滞納繰越分	245,543,406	54,401,473	40,665,047	150,476,886	22.16%
		計	1,134,369,806	871,014,297	40,931,567	222,423,942	76.78%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	50,060	0	34,359	15,701	0.00%
		計	50,060	0	34,359	15,701	0.00%
	計	現年課税分	888,826,400	816,612,824	266,520	71,947,056	91.88%
		滞納繰越分	245,593,466	54,401,473	40,699,406	150,492,587	22.15%
		計	1,134,419,866	871,014,297	40,965,926	222,439,643	76.78%
6 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,707,647,435	2,507,698,109	1,592,605	198,356,721	92.62%
		滞納繰越分	676,995,372	155,756,657	119,050,083	402,188,632	23.01%
		計	3,384,642,807	2,663,454,766	120,642,688	600,545,353	78.69%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	62,024	0	42,570	19,454	0.00%
		計	62,024	0	42,570	19,454	0.00%
	計	現年課税分	2,707,647,435	2,507,698,109	1,592,605	198,356,721	92.62%
		滞納繰越分	677,057,396	155,756,657	119,092,653	402,208,086	23.00%
		計	3,384,704,831	2,663,454,766	120,685,258	600,564,807	78.69%
6 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	11,758,854,000	10,939,080,469	6,855,300	812,918,231	93.03%
		滞納繰越分	2,988,924,979	684,900,413	552,399,553	1,751,625,013	22.91%
		計	14,747,778,979	11,623,980,882	559,254,853	2,564,543,244	78.82%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	299,949	0	205,870	94,079	0.00%
		計	299,949	0	205,870	94,079	0.00%
	計	現年課税分	11,758,854,000	10,939,080,469	6,855,300	812,918,231	93.03%
		滞納繰越分	2,989,224,928	684,900,413	552,605,423	1,751,719,092	22.91%
		計	14,748,078,928	11,623,980,882	559,460,723	2,564,637,323	78.82%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
7 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	8,082,746,854	7,562,126,681	6,254,088	514,366,085	93.56%
		滞納繰越分	1,816,341,803	467,392,966	258,764,079	1,090,184,758	25.73%
		計	9,899,088,657	8,029,519,647	265,018,167	1,604,550,843	81.11%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	58,924	0	0	58,924	0.00%
		計	58,924	0	0	58,924	0.00%
	計	現年課税分	8,082,746,854	7,562,126,681	6,254,088	514,366,085	93.56%
		滞納繰越分	1,816,400,727	467,392,966	258,764,079	1,090,243,682	25.73%
		計	9,899,147,581	8,029,519,647	265,018,167	1,604,609,767	81.11%
7 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	883,562,300	817,661,985	414,475	65,485,840	92.54%
		滞納繰越分	220,127,214	52,270,199	29,240,903	138,616,112	23.75%
		計	1,103,689,514	869,932,184	29,655,378	204,101,952	78.82%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	15,701	0	0	15,701	0.00%
		計	15,701	0	0	15,701	0.00%
	計	現年課税分	883,562,300	817,661,985	414,475	65,485,840	92.54%
		滞納繰越分	220,142,915	52,270,199	29,240,903	138,631,813	23.74%
		計	1,103,705,215	869,932,184	29,655,378	204,117,653	78.82%
7 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,706,339,846	2,519,748,823	2,042,037	184,548,986	93.11%
		滞納繰越分	596,639,487	154,169,111	84,802,722	357,667,654	25.84%
		計	3,302,979,333	2,673,917,934	86,844,759	542,216,640	80.95%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	19,454	0	0	19,454	0.00%
		計	19,454	0	0	19,454	0.00%
	計	現年課税分	2,706,339,846	2,519,748,823	2,042,037	184,548,986	93.11%
		滞納繰越分	596,658,941	154,169,111	84,802,722	357,687,108	25.84%
		計	3,302,998,787	2,673,917,934	86,844,759	542,236,094	80.95%
7 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	11,672,649,000	10,899,537,489	8,710,600	764,400,911	93.38%
		滞納繰越分	2,633,108,504	673,832,276	372,807,704	1,586,468,524	25.59%
		計	14,305,757,504	11,573,369,765	381,518,304	2,350,869,435	80.90%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	94,079	0	0	94,079	0.00%
		計	94,079	0	0	94,079	0.00%
	計	現年課税分	11,672,649,000	10,899,537,489	8,710,600	764,400,911	93.38%
		滞納繰越分	2,633,202,583	673,832,276	372,807,704	1,586,562,603	25.59%
		計	14,305,851,583	11,573,369,765	381,518,304	2,350,963,514	80.90%

3 平均保険税

現年度調定額に対して、平均被保険者数及び平均世帯数で除したものが次のとおりの平均保険税となっています。

(単位：円)

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算)
現 年 度 調 定	医 療 分	1人当たり	73,817	72,362	73,726	75,443	89,880
		1世帯当たり	108,017	104,374	104,602	105,270	123,256
	介 護 分	1人当たり	22,608	21,884	22,415	22,804	39,250
		1世帯当たり	26,399	25,426	25,909	26,266	44,617
	後 期 分	1人当たり	24,110	23,758	24,456	25,261	36,530
		1世帯当たり	35,280	34,268	34,699	35,248	50,095
	子 ど も 分	1人当たり	—	—	—	—	3,041
		1世帯当たり	—	—	—	—	4,171
	計	1人当たり	105,738	103,853	106,210	108,951	143,675
		1世帯当たり	154,727	149,795	150,691	152,025	197,027

※子ども分は令和8年度創設

4 収納率の推移

(単位：％)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算)
川 口 市	現年度分	92.41	92.71	93.03	93.38	92.09
	滞納繰越分	25.52	22.48	22.91	25.59	24.00
	計	77.37	76.48	78.82	80.90	82.73
県 内 市 町 村 平 均	現年度分	94.13	94.39	94.55	94.54	
	滞納繰越分	26.44	25.96	26.69	28.89	
	計	83.37	83.89	85.33	86.62	

※県内市町村平均は、埼玉県企画財政部市町村課作成の「暫定値」を使用。

5 保険税の軽減状況等

所得の少ないかたに対する保険税の減免制度等については、申請による申請減免と所得金額の多寡による法定軽減があり、次のとおりとなっています。

年 度		法 定 軽 減 （ 令 和 3 年 度 10 月 20 日 、 令 和 4 年 度 10 月 31 日 現 在 一 般 及 び 退 職 ）					申請減免 (年度末現在)		
		区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	軽減額 (円)			
3 年 度	医 療 分	7割軽減 所得43万円＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21, 191 1, 290	28, 316	19, 600	554, 993, 600	1, 261件 [災害等減免件数] 26件		
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	8, 253 1, 431					16, 329	14, 000
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	6, 888 1, 246	14, 153	5, 600	79, 256, 800			
		計	40, 299					58, 798	
		介 護 分	7割軽減 所得43万円＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	8, 630	9, 294	9, 100		84, 575, 400	[コロナ減免件数] R3年度分 661件
			5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	3, 630	4, 332	6, 500		28, 158, 000	[多子減免件数] 574件
	2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下		2, 902	3, 532	2, 600	9, 183, 200	118, 734, 800円		
	計		15, 162	17, 158		121, 916, 600			
	後 期 分	7割軽減 所得43万円＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	22, 481	28, 316	6, 300	178, 390, 800	[災害等減免金額] 1, 183, 600円		
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	9, 684	16, 329	4, 500	73, 480, 500	[コロナ減免金額] R3年度分 102, 685, 500円		
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	8, 134	14, 153	1, 800	25, 475, 400	[多子減免金額] 14, 865, 700円		
		計	40, 299	58, 798		277, 346, 700			
	合 計		95, 760	134, 754		1, 262, 119, 700			
	4 年 度	医 療 分	7割軽減 所得43万円＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21, 274 1, 251	28, 292	19, 600	554, 523, 200	853件 [災害等減免件数] 25件	
			5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	7, 834 1, 493					15, 578
			2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	6, 426 1, 221	13, 174	5, 600	73, 774, 400		
計			39, 499	57, 044					
介 護 分			7割軽減 所得43万円＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	9, 177	9, 880	9, 100	89, 908, 000		[コロナ減免件数] R4年度分 271件
			5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	3, 508	4, 197	6, 500	27, 280, 500		[多子減免件数] 557件
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	2, 741	3, 368	2, 600	8, 756, 800	53, 456, 700円		
		計	15, 426	17, 445		125, 945, 300			
後 期 分		7割軽減 所得43万円＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	22, 525	28, 292	6, 300	178, 239, 600	[災害等減免金額] 1, 574, 100円		
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	9, 327	15, 578	4, 500	70, 101, 000	[コロナ減免金額] R4年度分 36, 822, 700円		
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	7, 647	13, 174	1, 800	23, 713, 200	[多子減免金額] 13, 597, 500円		
		計	39, 499	57, 044		272, 053, 800			
合 計		94, 424	131, 533		1, 244, 388, 700				

年 度	法 定 軽 減 (各 年 度 10 月 31 日 現 在 一 般 及 び 退 職)					申請減免			
	区 分		世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	軽減額 (円)	(年度末現在)		
5 年 度	医療分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	20,577 1,292	26,917	19,600	527,573,200	841件 [災害等減免件数] 28件 [コロナ減免件数] R5年度分 0件 [多子減免件数] 603件 16,065,700円		
		5割軽減 所得43万円+29万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	7,360 1,546					14,680	14,000
		2割軽減 所得43万円+53.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	6,131 1,236	12,658	5,600	70,884,800			
		計	38,142					54,255	
		7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	9,046	9,706	9,100	88,324,600			
	介護分	5割軽減 所得43万円+29万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	3,410	4,053	6,500	26,344,500			
		2割軽減 所得43万円+53.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	2,772	3,388	2,600	8,808,800			
		計	15,228	17,147		123,477,900			
		後期分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21,869	26,917	6,300		169,577,100	
	5割軽減 所得43万円+29万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下		8,906	14,680	4,500	66,060,000			
	2割軽減 所得43万円+53.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下		7,367	12,658	1,800	22,784,400			
	計		38,142	54,255		258,421,500			
	合 計			91,512	125,657			1,185,877,400	
	6 年 度	医療分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	20,581 1,218	26,537	19,600		520,125,200	586件 [災害等減免件数] 28件 [多子減免件数] 558件 15,253,600円
5割軽減 所得43万円+29.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			6,806 1,499	13,190			14,000		
2割軽減 所得43万円+54.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			5,783 1,220		11,760	5,600		65,856,000	
計			37,107	51,487					
7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			9,057	9,734	9,100	88,579,400			
介護分		5割軽減 所得43万円+29.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	3,227	3,764	6,500	24,466,000			
		2割軽減 所得43万円+54.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	2,536	3,091	2,600	8,036,600			
		計	14,820	16,589		121,082,000			
		後期分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21,799	26,537	6,300	167,183,100		
5割軽減 所得43万円+29.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			8,305	13,190	4,500	59,355,000			
2割軽減 所得43万円+54.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			7,003	11,760	1,800	21,168,000			
計			37,107	51,487		247,706,100			
合 計			89,034	119,563		1,139,429,300			

年 度		法 定 軽 減 (10 月 31 日 現 在 一 般 及 び 退 職)					申請減免	
		区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	軽減額 (円)	(年度末現在)	
7 年 度	医 療 分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	19,988 1,067	25,325	19,600	496,370,000	527件	
		5割軽減 所得43万円+30.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	6,555 1,309					
		2割軽減 所得43万円+56万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	5,462 1,160	10,906	5,600	61,073,600		
		計	35,541					48,485
		7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	8,777	9,368	9,100	85,248,800		[災害等減免件数] 20件
	5割軽減 所得43万円+30.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	3,103	3,648					6,500
	2割軽減 所得43万円+56万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	2,466	2,937	2,600	7,636,200	14,132,000円		
	計	14,346						15,953
	介 護 分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21,055	25,325	6,300	159,547,500		[災害等減免金額] 968,200円
		5割軽減 所得43万円+30.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	7,864					12,254
		2割軽減 所得43万円+56万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	6,622	10,906	1,800	19,630,800		
		計	35,541				48,485	234,321,300
	後 期 分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21,055	25,325	6,300	159,547,500	[災害等減免金額] 968,200円	
		5割軽減 所得43万円+30.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	7,864				12,254	4,500
		2割軽減 所得43万円+56万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	6,622	10,906	1,800	19,630,800		
		計	35,541				48,485	234,321,300
合 計			85,428	112,923	1,079,917,900			

※世帯数上段は特定世帯以外、下段は特定世帯（国保加入者であった者が後期高齢者医療の被保険者に移行した後も同一世帯に引き続く国保加入者がいる世帯をいう）

※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

※2 給与所得がある者（給与収入が55万円を超える者）および公的年金等の所得がある者（公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者）。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

第8節 川口市国民健康保険運営協議会

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条に基づき、川口市長の諮問機関として設置されており、川口市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、審議や川口市長への具申を行っています。

1 委員の構成

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者、保険医または保険薬剤師、公益それぞれの代表により各同数をもって組織されています。

- ・被保険者代表 5人
- ・保険医または保険薬剤師代表 5人
- ・公益代表 5人

2 協議会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
令和7年8月22日	1 川口市国民健康保険制度について 2 令和6年度川口市国民健康保険事業特別会計決算見込（案）について 3 令和6年度川口市病院事業会計決算見込（案）について 4 「川口市立医療センター経営強化プラン2024-2027」の評価結果について
令和7年10月1日	1 令和8年度国民健康保険税率等の改定について（諮問） 2 マイナ保険証の利用状況について 3 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく本市の取組みについて
令和7年11月27日	1 令和8年度国民健康保険税率等の改定について
令和7年12月24日	1 令和8年度国民健康保険税率等の改定について
令和8年1月13日	1 川口市国民健康保険税率等の改定について（答申案）
令和8年2月20日	1 令和8年度川口市国民健康保険事業特別会計予算（案）大綱について 2 川口市国民健康保険税条例の一部改正について 3 令和8年度川口市病院事業会計予算（案）大綱について